

厚生委員会記録

1 日 時 令和7年6月23日（月曜日）

開 会	午前10時17分
休 憩	午前10時29分
再 開	午前11時06分
休 憩	午前11時33分
再 開	午前11時48分
休 憩	午前11時58分
再 開	午後 1時32分
閉 会	午後 2時14分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 10人

委 員 長	松 尾 茂
副委員長	飯 山 勝 彦
委 員	木 地 智 美
//	久 保 大 憲
//	岡 部 享
//	押 田 大 祐
//	高 道 秋 彦
//	谷 口 寿 一
//	市 田 龍 一
//	橋 本 雅 雄

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【病院事業局】

病院事業管理者	石田 陽一
富山市民病院長	家城 恭彦
富山まちなか病院長	瀬川 正孝
管理部長	藤沢 晃
管理部次長	片山 正和
参事（経営管理担当）	開発 則幸
経営管理課長	高瀬 雅基
契約出納課長	山口 佳子
医事課長	喜多埜 英司
総務医事課長	竹内 宗健
経営管理課主幹（調整担当）	能勢 祐介

【福祉保健部】

部長	古西 達也
部次長	堀田 英樹
部次長（医療介護連携・総合ケア・高齢者福祉・データヘルス改革推進担当）	山本 忠夫
保健所長	瀧波 賢治
参事（福祉政策課長）	田近 淳
参事（指導監査課長）	本多 寛明
生活支援課長	大門 高史
障害福祉課長	大浦 寛之
長寿福祉課長	吉野 貴喜
介護保険課長	豊岡 秀樹
保険年金課長	吉村 正一
保健所地域健康課長	相川 智昭
保健所保健予防課長	堀井 由紀
保健所生活衛生課長	宮田 一博
まちなか総合ケアセンター所長	谷川 智子
看護専門学校事務長	高瀬 雅基
福祉政策課主幹（調整担当）	高橋 昌子

【こども家庭部】

部長	関谷 雄一
部次長	高場 英人
部次長（保育・児童健全育成担当）	平井 聖子
こども支援課長	植野 聡希
こども保育課長	斉藤 陽子
こども福祉課長	前坪 勝児
こども健康課長	栗山 朋子
まちなか総合ケアセンター所長	谷川 智子
子育て支援センター所長	笠間 溪子
こども支援課主幹（調整担当）	宮田 千佳

【市民生活部】

部長	鎌田 泰史
部次長	豊島 栄治
部次長（市民協働・消費生活・スポーツ担当）	光岡 伸一
参事（地域振興担当）	鈴木 富勝
参事（市民課長）	経明 勝子
参事（山田中核型地区センター所長）	宮前 仁
大沢野行政サービスセンター所長	沢井 誠
大山行政サービスセンター所長	追分 禎一郎
八尾行政サービスセンター所長	高杉 稔
婦中行政サービスセンター所長	江尻 裕徳
市民協働相談課長	砂原 正宏
スポーツ健康課長	松本 浩明
細入中核型地区センター所長	堤 靖夫
消費生活センター所長	関谷 忠子
地域コミュニティ推進課主幹（調整担当）	大野 裕美
地域コミュニティ推進課長代理	松田 裕

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課副主幹（調査係長）	谷端 裕美子
議事調査課主査	竹之内 慧
議事調査課会計年度任用職員	溝口 弘美

7 会議の概要

- 委員長 ただいまから、令和7年6月定例会の厚生委員会を開会いたします。
- 〔傍聴の申込み（1名）を許可〕
- 委員長 審査に先立ち、委員会記録の署名委員に、高道委員、谷口委員を指名いたします。
 これより、病院事業局所管分の議案の審査を行います。
 議案第100号 富山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
 を議題といたします。
 これより、当局の説明を求めます。
- 医事課長 〔議案説明資料により説明〕
- 委員長 これより、質疑に入ります。
 質疑はありませんか。
- 久保委員 オンライン診療は、どのような形を想定しているのですか。
- 医事課長 オンライン診療については、アプリ上で画面を見ながら、当院の医師と患者さんでやり取りしていただくことを想定しております。
- 久保委員 アプリについては患者さんが無料でダウンロードできるのですか。
- 医事課長 患者さんはアプリを無料でダウンロードできます。
 システム利用料については、当院がアプリを提供している事業者に毎月支払う形となります。
- 久保委員 スマホやタブレットなどを利用して、自宅でオンライン診療を受けられるということで間違いないですか。

医事課長 自宅でも可能ですし、アプリを利用できる環境があれば、どこでも受診できるものだと思います。

病院事業管理者 少し補足説明させていただきます。
オンライン診療については、実はいろいろな制限があります。
まず、診察したことがない初診の方をいきなりオンライン診療で診ることは望ましくないとされています。また、オンライン診療では身体所見が取れないので、身体所見を取らなければならない診療についてはオンライン診療に向いておらず、検査データや問診によってある程度診断をつけられる疾患にとどめなければならないとされています。さらに、研修を受けたドクターでなければ、オンライン診療を実施することができません。ちなみに腎臓内科で利用開始を予定しているのですが、私と腎臓内科部長が研修を済ませております。
その上で、患者さんを診療することになりますので、大前提として、正しい診断、治療ができるということが必要です。富山市民病院としては利便性だけを追求するのではなく、正しく診療できる環境の中で、少しでも患者さんの利便性を上げることができればいいかなと思っています。
また、患者さん側のオンライン診療の受診環境につきましては、プライバシーが保護されている環境で診療することとされておりまして、例えば患者さんの周囲に同僚がいる中での診療などは好ましくないとされておりまして。

久保委員 この条例の施行日は令和7年10月1日ですが、それまではオンライン診療は実施しないという認識で間違いはないですか。

病院事業管理者 開始前にある程度試行する必要があります。何か不具合がないかを確かめなければいけませんので、まだ具体的な方法は想定していないのですけれども、例えば職員が模擬患者としてテストしてみるという方法もあるのではないかと考えています。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第100号の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、議案第100号を採決いたします。
本案件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。
よって、本案件は原案可決されました。
以上で、病院事業局所管分の議案の審査を終了いたします。
次に、病院事業局所管分で、ただいまの議案以外に、何か質問はありませんか。

久保委員 2つお伺いしたいと思います。
1つは、富山市民病院にはNICUがないと認識しておりますが、出産を不安に思う方もいらっしゃいますし、出産件数のうちNICUでの治療が必要となるケースの割合が高まってきているというような話も聞きます。富山市民病院として、NICUを再開する思いがあるのかお伺いします。
もう1つは、NICUでの治療が必要な低体重や一定の疾患等を持つ新生児がいる場合に、連携体制はどうなっているのかお伺いします。

病院事業管理者 NICUを管理する小児科医は普通の小児科医ではなく、新生児専門のトレーニングを受けたドクター

です。残念ながら新生児専門のトレーニングを受けたドクターはなかなか確保が難しいため、富山市民病院ではNICUの再開は考えておりません。連携体制につきましては、障害児、未熟児は、NICUがある富山県立中央病院あるいは富山大学附属病院に移送して管理していただいております。

久保委員 NICUでの治療が必要かどうかということは、生まれる前に大体分かっているものなのか、生まれてきてから必要だということが分かるのか、この点についてはいかがですか。

病院事業管理者 大部分は先に分かっている、母体と共にNICUがある病院に事前をお願いしているところです。ただ、出産後にリスクが高い状態になったときは、富山市民病院では、生まれてきたお子さんをきちっと診られる設備がありませんので、緊急でNICUのある病院に搬送することになります。

久保委員 富山市民病院で出産して、万が一のことがあっても安心できる体制が整っているということは分かりましたので、今後も継続していただければと思います。もう1つ、県内も含めて全国的に公立病院の経営が非常に悪化しているという報道があります。ほかの病院のことはなかなか分からないかもしれませんが、富山市民病院としては、昨年度の赤字が大きくなる要因をどのように分析されているのか教えてください。

病院事業管理者 詳しい内容は今後の決算審査の分科会等でお話ししたいと思いますけれども、全国では、公立、民間問わず赤字の病院が非常に増えております。人件費及び様々な諸経費の高騰により、赤字額が非常に大きくなっておりまして、現在の診療報酬の仕組みが物価上昇に見合っていないということが本質的な問題だと考えております。富山市民病院におきましても同様のことが起こっておりまして、人件費や薬剤費、材料費、委託に関す

る経費などが高騰しております。特に委託に関する経費にかかる消費税については金額が大きいところで、消費税は本来、消費者から徴収し、事業者が納めるものですが、病院の収入である保険診療の医療費は非課税であるため病院は患者さんから消費税を受け取ることができず、いわゆる損税となっています。物価高騰により消費税の負担額も上がっており、ダブルパンチのように効いてきております。そのような部分が赤字の要因だと思っています。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。
以上で、厚生委員会病院事業局所管分を終了いたします。

午前 10 時 29 分 休憩

~~~~~

午前 11 時 06 分   再開

委員長           厚生委員会福祉保健部所管分に入ります。  
初めに、当委員会に付託されました、  
令和 7 年分陳情第 17 号 あはき・柔整広告ガイド  
ラインの適正かつ積極的な運用を求める陳情  
を議題といたします。  
陳情文書表は、お手元に配付のとおりであります。  
まず、事務局に陳情文を朗読させます。

事務局           〔陳情文を朗読〕

委員長           次に、本陳情について当局の見解を求めます。

保健所地域健康課長   令和 7 年分陳情第 17 号について見解を申し上げます。  
あはき・柔整とは、あんま業、マッサージ業、指圧  
業、はり業、きゅう業、柔道整復業のことですが、  
これらの施術所に関する広告については、利用  
者保護の観点から、あん摩マッサージ指圧師、  
はり師、きゅう師等に関する法律、柔道整復師  
法及び告示において、広告できる事項として、  
施術者・柔道整復師である旨並びに氏名、住  
所、業務の種類、

施術所の名称、電話番号、所在、施術日、施術時間などが定められており、広告できる事項以外は広告できないこととなっております。

今般、国では、社会保障審議会医療保険部会の委員会において、不適切なあはき・柔整に関する広告を是正すべき旨の意見が出されたこと等を踏まえ、利用者が適切な施術所等を選択するために必要な情報が正確に提供されることにより、その選択の支援と利用者の安全向上を図るとともに、あはき・柔整に関する広告の適正化を図ることを目的としてガイドラインを策定され、令和7年2月18日に発出されたところであります。

ガイドラインには、広告規制の対象範囲、広告可能な事項、禁止される広告の例示のほか、無資格者の行為に関する広告についても不当に誘引する虚偽、誇大な内容など広告に掲載すべきでない事項が示されています。

ウェブサイトは広告に該当しないとされたものの、適切な在り方を示すことにより、自主的な取組を促すこととされております。

また、広告違反の指導及び措置については、行政の担当部署は、通報に基づき違反の疑いのある広告等を発見した際には、必要な調査を行い、法やガイドラインに違反する場合は、広告の中止や内容の是正といった行政指導等を行うこととされており、従わない場合は、警察への告発を検討することとされております。

なお、このガイドラインにつきましては、県から県鍼灸マッサージ師会や県柔道整復師会に通知されており、本市でも市ホームページにガイドラインを掲載し、併せて施術所の広告に関する相談窓口として保健所地域健康課の連絡先を掲載しているところであります。

本市におきましては、これまで、施術所の開設者から広告に関する相談があった際には、その内容を確認し、広告不可事項等を掲載しないよう指導し、不適切な広告を発見した場合には、改善指導を行ってきたところであり、今後も法令及びガイドラインに

のっとり厳正に対応してまいりたいと考えております。

委員長            それでは、本陳情についての御意見、またはただいまの当局の説明に対する質疑等はありませんか。

久保委員            実際にあんま業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業を営んでいる方に対しての指導と、それ以外の方の誇大な広告に対する指導については、どちらが多いのでしょうか。

保健所地域健康課長    このガイドライン及び法律等の規制は、久保委員がおっしゃった、いわゆるあはき・柔整に適用されます。  
久保委員がおっしゃった質問の趣旨は、あはき・柔整と無資格者への指導のどちらが多いのかということだと思いますけれども、相談として寄せられている件数につきましては、どちらもそれほど多くない状況でございます。

久保委員            森前市長が権限がないのに立ち入ることはできないというようなことをよくお話しされていました。  
先ほど、通報に基づき対応、指導ができるという説明がありまして、通報を受けてからスタートすることになると思うのですが、通報なしでも対応しているのでしょうか。  
陳情には通報対応ではなく、一斉点検を実施してほしいとありますが、通報なしで指導することはできるのですか。

保健所地域健康課長    通報による対応だけではなく、実際に広告を目にして指導するケースや、届出の際に広告の相談を受け指導するケースなどもあります。あはき・柔整の施術所は400か所以上あることに加え、広告は看板以外にも、チラシや新聞、雑誌に掲載されるものなど膨大な量があることから、一斉点検については難しいと考えております。

久保委員 一斉点検が難しいということは分かりましたが、本市においては、既にこのガイドラインが積極的に運用されている状況であるという認識で間違いないでしょうか。

保健所地域健康課長 本市では、従前から法令に基づき広告の指導を行ってきておりますが、このガイドラインを受けまして、今後とも厳正な対応を続けてまいりたいと考えております。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。次に、念のため確認いたしますが、本陳情を継続審査とするとの御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、引き続き審査を続けます。これより、令和7年分陳情第17号の討論に入ります。討論はありませんか。

久保委員 本陳情については、市保健所が十分な対応を行っていることが確認できました。願意は既に達成されているので、採択することは望ましくないという観点から反対いたします。

委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 これをもって、討論を終結いたします。これより、令和7年分陳情第17号を挙手により採決いたします。本陳情は、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者なし〕

- 委員長 挙手なしであります。  
よって、本陳情は不採択とすることに決定いたしました。  
以上で、当委員会に付託されました陳情の審査を終了いたします。  
次に、報告案件として提出されている  
報告第23号 経営状況報告の件（一般財団法人富山市大沢野健康文化推進財団）、  
報告第24号 経営状況報告の件（公益社団法人富山市シルバー人材センター）、  
以上2件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。
- 福祉政策課長 「報告第23号について、  
議案書により説明」
- 長寿福祉課長 「報告第24号について、  
議案書により説明」
- 委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。
- 久保委員 まず、一般財団法人富山市大沢野健康文化推進財団について伺います。  
議案書142ページの大沢野健康福祉センターの利用状況について、令和6年度の利用者数の表がありますが、会員数の増減はどのような傾向でしょうか。
- 福祉政策課長 コロナ禍で会員数はかなり減りました。コロナ禍前までの会員数にはまだ届いていない状況ではありますが、徐々に増えてきております。
- 久保委員 これは要望なのですが、ウェルネス会員とヘルシー会員が具体的にどのような会員なのか分からないので、今後は何か表記していただくと助かります。もし今分かるのであれば説明をお願いします。
- 福祉政策課長 すみません。資料を持ち合わせておりません。

- 久保委員 分かりました。会員種別ごとの会員数の増減や単価の違いによって、施設へのニーズが見えてくると思います。市としては、より多くの地域の方に御利用いただけるサービスの提供に努めていくべきだと思いますので、細かく分析しながらアドバイスを続けていただければと思います。  
続けて、公益社団法人富山市シルバー人材センターについてお伺いしてもいいですか。
- 委員長 どうぞ。
- 久保委員 議案書 1 4 4 ページの事業計画は中期計画だと御説明いただきましたが、計画の期間を教えてください。
- 長寿福祉課長 この中期計画の期間は、令和 5 年度から令和 9 年度までとなっております。
- 久保委員 (2) 事業の実施計画には、会員数、受注件数、就業延日人員、契約金額の数字が記載してありますが、議案書 1 4 8 ページの令和 6 年度事業報告の数字を見ると概ね達成できていると思います。一時期非常に経営が厳しいという話もお聞きしましたが、目標に対してかなり近い数字が出ているので、順調に計画が進んでいると認識してよろしいでしょうか。
- 長寿福祉課長 会員数は減少傾向で、令和 5 年度は一旦プラスに転じたのですが、また減少している状況です。引き続き、周知・啓発活動の中で、計画的に会員数、受注件数の増加を図り、厳しいながらも目標達成に向けてしっかりと着実に取り組んでいるという状況でございます。
- 委員長 ほかにないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。  
次に、福祉保健部所管分で、ただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長            ないようですので、この程度にとどめます。  
                    以上で、厚生委員会福祉保健部所管分を終了いたします。

午前 11 時 33 分    休憩

~~~~~

午前 11 時 48 分 再開

委員長 厚生委員会こども家庭部所管分の議案の審査を行います。
 議案第 97 号 富山市児童館条例の一部を改正する
 条例制定の件
 を議題といたします
 これより、当局の説明を求めます。

こども支援課長 〔議案概要書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
 質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結
 いたします。
 これより、議案第 97 号の討論に入ります。
 討論はありませんか。
 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
 これより、議案第 97 号を採決いたします。
 本案件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案件は原案可決されました。
以上で、こども家庭部所管分の議案の審査を終了いたします。
次に、こども家庭部所管分で、ただいまの議案以外に何か質問はありませんか。

久保委員 今定例会の一般質問でも少し触れたのですが、認可外保育施設を利用されている方が償還払いを受けるためには、書類を郵送もしくは市役所の窓口まで持っていかなければなりません。これを地区センターでも受付していただけないかと思うのですが、現状もしくは今後の方向性について説明を求めます。

こども保育課長 地区センターで償還払いを受付していない理由といたしましては、まず、子ども・子育て支援システムの利用登録が必要で、申請されるお子さんの施設等利用給付認定の状況や認定期間を確認しなければなりません。このシステムは個人情報を取り扱うことになりますので、現在、地区センターでの導入は考えていないところです。
また、地区センターで書類を受け付けて、こども保育課に回送された後に書類に不備が見つかった場合、申請した保護者に手間と時間のロスが生じることになりますので、地区センターでの受付については、現在は考えていないところです。

久保委員 郵送でも受付しているのではなかったでしょうか。回答を求めます。

こども保育課長 郵送でも受け付けております。

久保委員 郵送で受け付けているにもかかわらず、地区センターで受け付けて書類の不備があったら手間がかかるという説明は全く理解ができません。分かるように説明してください。

こども保育課長 市役所の窓口で受け付けたときに不備を指摘するのと郵送されてきた書類の不備を指摘するのでは、保

護者の手間と時間のロスが違うと考えております。

久保委員 最寄りの地区センターで受け付けていただければ、保護者が封筒を買って郵送する手間が省け、仕事の合間に提出することもできます。このような市民の願意に対して、地区センターの窓口で受け付けた場合は全てをチェックしなければならないという回答でした。郵送であれば、当然事前に確認はされていないのです。

これは市の統一見解ということで間違いないですか。ほかの申請書などで、個人情報を確認しなければならない書類は全て確認されていて、市役所の窓口と同様の取扱いをしていると認識してよろしいですか。

こども保育課長 もう一度お願いします。

久保委員 要するに、こども家庭部としては、郵送では受け付けるけれども、地区センターの窓口では個人情報の確認ができないので受け付けることはできませんと説明されたのです。

地区センターの窓口では、個人情報の確認が必要な書類は全て確認した上で受付しているという認識で間違いないですか。

こども家庭部長 ほかの部局の事務のことは分かりません。個人情報の確認が必要な書類を全て確認しているかどうかは把握しておりません。

久保委員 ほかの部局のことは分からないけれども、こども家庭部はできませんと。ちゃんと調べればいいのではないですか。随分前からこの話をしているのに、ほかの部局の取扱いについては分かりませんという回答では、部局として改善する方向性も思いもないと捉えざるを得ないので、大変残念です。

後で市民生活部に確認しますが、郵送で申請できるものを地区センターでも取り扱っていて、地区センターでは中身の確認をしていないようなケースがあった場合には、こども家庭部として、市民との向き

合い方をもう一度きちんと考えていただきたいと思います。
確認はこちらでします。

もう1点、本市の認可外保育施設等の利用料金の給付については償還払いですが、市が事業者に直接支払う法定代理受領という制度もあります。これも一般質問で触れましたが、法定代理受領を進めることについて、こども家庭部の見解をお伺いします。

こども保育課長 国の方針では償還払いが基本となっております。
給付される施設等利用費は一月の上限額が定められており、例えば1か月にAとBの2つの施設を利用された場合、法定代理受領によりますと、早く請求したAの事業者には満額が支給され、遅く請求したBの事業者には請求額の一部しか支給されないというようなことが生じ、後から請求したBの事業者は、不足額を改めて保護者に請求することになります。このような事業者間の不公平が生じると考えていますので、本市といたしましては償還払いを基本としております。

久保委員 それでは、認可外保育施設を利用されている方の中で、複数の施設を利用されている方の割合はどれぐらいですか。

こども保育課長 複数の施設を利用される人数につきまして、今日は資料を持ち合わせておりませんが、認可外保育施設を利用されている方で、償還払いを申請される件数は月平均で36件です。

久保委員 質問に教えてください。分からないのか、調べていないのか、どちらですか。
要は認可外保育施設を複数利用されている場合は、事業者に迷惑がかかるから償還払いを基本としたいという説明でしたが、認可外保育施設を利用されている方のうち、どの程度が複数の施設を利用されているのか、市は調査も把握もしていないということではよろしいですか。

こども保育課長 今日はその資料を持ち合わせておりませんので、確認して後日お知らせしたいと思います。

久保委員 たまたま今、数字を持っていないのか、調査もしていないということなのか、どちらですか。

こども保育課長 今日、私が数字を持ち合わせておりません。

久保委員 調査をされているのであれば何の問題もないと思いますが、調査もせずに事業者側の話をされたのであれば大変残念だと思います。
既に調査済みということですので、出てきた数字を確認したいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
以上で、厚生委員会こども家庭部所管分を終了いたします。

午前 11 時 58 分 休憩

~~~~~

午後 1 時 32 分 再開

委員長 厚生委員会市民生活部所管分の議案の審査を行います。  
議案第 98 号 富山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定の件、  
議案第 99 号 富山市まちなかアリーナ条例制定の件、  
以上 2 件を一括議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

スポーツ健康課長 〔議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡部委員 富山市まちなかアリーナ条例制定の件について、富山市総合体育館の名称をまちなかアリーナに変更するということですか。

スポーツ健康課長 現在、富山市総合体育館につきましては、富山市スポーツ施設条例に基づいて設置しております。富山市スポーツ施設条例から富山市総合体育館に係る項目を削除いたしまして、新たに条例を制定し、まちなかアリーナという名称で施設を設置するということです。

岡部委員 名称には「富山市」という言葉は全く入らないのですか。

スポーツ健康課長 条例上の名称は、富山市まちなかアリーナです。

岡部委員 利用料金について、いろいろと説明もいただきまして、今後１３年間の物価上昇の見込みや他県のアリーナの状況などの話を聞かせていただきました。今回の条例制定は上限金額の設定ではあるのですが、正直に申し上げて、現行のほぼ倍ぐらいの金額になっているのです。興行での利用についてはそれなりの金額を取っても構わないと私は思うのですが、やっぱり市民の体育館として設置されたものですので、特に一般利用者にとって高い利用料金になってしまうことを非常に危惧しております。また、上限金額については、運営権者と市長で決めるということですので、我々議員はほぼ関われないのです。もう少し慎重に金額設定ができるように、１３年という長いスパンではなく、ここの時点ではこのぐらいの金額という形で短く区切って設定していただいたほうがいいのではないかと思います。これは駐車場の料金についても同じ考え方だろうと思っています。これまで２時間ごとの料金であったものが１時間ごとの料金になっておりまして、金額はほぼ変わらな

いような感じがしますけれども、実際の金額は倍になっているというところがございます。

恐らく市民の皆さんや競技団体の皆さんからは様々な意見があると思いますので、その辺をどのように考えているのかお聞かせください。

スポーツ健康課長 先ほど説明しましたように、今回設定するのはあくまで上限金額でございます。  
運営権者は、この上限金額の範囲内で来年度の基準額を設定されます。その基準額の範囲内で、時間帯ごとに利用料金を設定されることになります。当然、条例上の上限金額とはならず、基準額の中で設定されていくものだと考えております。  
ですので、そこまで過度な負担にはならないと認識しております。

岡部委員 説明いただいたことは分かるのですが、いつ、どのタイミングで利用料金が上がるのか、非常に危惧するところです。  
来年はこの金額で、何年目にはこの金額というように、なるべく市民の皆様に分かりやすくしていただきたいと思います。議論できる場はいつかのタイミングで設定していただきたいと思っています。

久保委員 この条例で上限金額を定めるということですが、運営権者がいきなり上限金額で利用料金を設定することは考えられないと私も思います。  
ただ、市がいろいろな要望を言っても運営権者に裁量があります。注視しながら、あまりにも急激に利用料金が上がった場合には、例えば激変緩和措置として利用料金の減免や活動費の補助など、これまで富山市総合体育館で活動してきた競技団体が継続して活動できるような環境を整えていくことも必要になるかもしれません。競技団体の活動を継続できるように必ず補助すべきだという話ではありませんし、多分そのような対応は必要ないと思いますが、やはり上限金額というものが一人歩きすると不安が広がっていきます。

これまで富山市総合体育館で活動してきた競技団体が利用を継続できるように市にしっかりと注視していただきたいと思いますが、もし支援していくというような思いがあればお聞かせください。

市民生活部長 スポーツ健康課長が説明しましたとおり、この条例は上限金額を定めるもので、利用料金がこの金額になるということではございません。  
Rコンセッション事業ですので、運営権者が施設の改修等を含めて収支の均衡を図っていくという運営形態になります。これまでは非常に低廉な利用料金であり、むしろ安過ぎるくらいでしたので、今後、運営権者が運営をしていくために適正な利用料金を設定することは、やむを得ないことだと理解しております。  
利用者の負担が大きくなることは想定されますが、負担があまりにも大きくて利用を継続できないということであれば、ほかに利用できる施設がないかなども含めて、相談に乗っていくことになると思います。  
現段階では、どのような支援ができるのかは申し上げられませんが、利用者や競技団体が活動を継続できるような取組を考えていかなければならないと思っています。

岡部委員 関連した質問として、以前、各競技団体の利用調整のための会議は継続していくとお聞きしましたが、今までと同様の方法で実施していくことに決定したのでしょうか。

スポーツ健康課長 利用調整につきましては、今後運営権者と協議をする予定ですけれども、現行のルールを引き継ぐと聞いております。

岡部委員 ここ数日大変暑い日が続いておりますが、富山市が所管している体育館の中では、富山市総合体育館以外は冷暖房設備がないので、富山市総合体育館が改修している間、スポーツ大会の運営者は苦勞するこ

とが多いと思います。

富山市まちなかアリーナとして再開しましたら、これまでと同様に全国大会や北信越大会で使えるように、また、一般の方も使えるようにしっかりと維持していただきたいと思います。

併せてほかの体育施設の冷暖房設備の設置もお願いしたいということでございます。

谷口委員 今、富山市総合体育館は改修に入っているのですが、令和7年7月いっぱい是一部休館で、その後全館休館すると聞いています。現状では来年10月1日のリニューアルオープンに間に合うように進んでいるのですか。

スポーツ健康課長 現在実施設計を行っております。実施設計は令和7年7月末をめどに終わりました、令和7年8月から工事に着手いたします。現在のところ予定どおりだと聞いております。

谷口委員 富山市総合体育館は、ネーミングライツでYKK AP ARENAという愛称となり、富山グラウジーズがホームアリーナとして使っていくこととなります。工事が遅れると当然バスケットボールの試合にも影響が出て、全国的に恥ずかしい話になってしまうので、スケジュールどおりに進めていけるようにしっかりと見守って指導してってください。

委員長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第98号、議案第99号、以上2件を一括して討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。  
これより、議案第98号、議案第99号、以上2件を一括して採決いたします。

各案件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。  
よって、各案件は原案可決されました。  
以上で、市民生活部所管分の議案の審査を終了いたします。  
次に、報告案件として提出されている  
報告第25号 経営状況報告の件（公益財団法人富山市スポーツ協会）  
を議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

スポーツ健康課長 〔議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。  
次に、市民生活部所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

久保委員 何点かお伺いしたいと思います。  
最初に明るい話題として、富山グラウジーズのB1昇格が決まりました。市としては様々な形で富山グラウジーズと協力している仲ですが、富山グラウジーズのB1昇格について、どのような御所見があるのかお伺いします。

市民生活部長 富山グラウジーズは、1年でB1に復帰するという大変な目標を掲げてプレーされてきました。厳しい

プレッシャーの中で、選手、コーチ、スタッフが一丸となって、目標どおりB1に復帰されました。ブースターも含めた皆さんが一体となってこの復帰を演出したのだろーと思っけています。その御努力に敬意を表したいと思っけていますし、ファンの1人として大変うれしく思っけております。

御存じのとおり、来シーズンは新リーグへ移行する年であり、北信越のB1チームは富山グラウジーズだけということもあり、大変厳しい戦いが続くであろうと思っけております。ファンの1人として頑張っけてほしいと思っけています。

B1に昇格しましたので、対戦相手ももちろんB1のチームであります。数多くのスター選手が富山市にやっけて来てプレーすること、また、それを生で見られることは非常に幸せなことだと思っけております。私も本市で一流のプレーが見られることが何よりも楽しみであります。富山グラウジーズの選手には、これまで以上に頑張っけていただきたいと期待しております。

今ほどいろいろと御説明させていただきましたけれども、富山市総合体育館を改修いたしまして、富山グラウジーズのホームアリーナとして御利用いただくこととなります。駅前の中心市街地に立地しておりますので、スポーツの中核施設、さらににぎわい創出の拠点として、富山市まちなかアリーナ、YKK AP ARENAをぜひとも御活用いただきたいと思っけております。

いずれにしましても、富山グラウジーズには本市のスポーツ振興に多大な御協力をいただいておりますことに関して感謝申し上げるとともに、来年度以降は一緒になってまちづくりを盛り上げていきたいと思っけております。

久保委員

富山グラウジーズ以外の質問に行きますが、谷口委員は質問しなくても大丈夫ですか。

(「どうぞ」と発言する者あり)

久保委員      スポーツの力は大変重要なもので、その中でも、国民体育大会に選手として出場したことは、生涯にわたってお酒の席で自慢ができる重要な経歴の1つだと思います。

最近国民体育大会から国民スポーツ大会に名称が変わったのですが、この国民スポーツ大会の費用が自治体の大きな財政負担となっていることから、分散開催、規模縮小すべきだというような論調があります。特に都道府県知事から話が出ているようです。私は分散開催はいいと思うのですが、実際に市民スポーツを支えている本市としては、国民スポーツ大会の規模縮小についてどのような御所見をお持ちか、お伺いしたいと思います。

市民生活部長      今ほど委員からも御紹介がありましたとおり、従前の国民体育大会については、国民にスポーツを普及することを目的に始められたと承知しております。各都道府県の持ち回りで開催されてきたところですが、今2巡目で、数年後には3巡目に入るとのことです。

国民スポーツ大会に名称が変わって、自治体を取り巻く環境も変化していることから、昨年8月に全国知事会が日本スポーツ協会に開催の意義、開催頻度、財政負担などの見直しを要望されました。

富山市では、昭和33年に1巡目の国民体育大会が開催されたのですが、国民体育大会の開催に合わせて富山市体育館が新たに建設されました。また、第55回大会である2000年とやま国体に合わせて、現在の富山市総合体育館が建設されました。国民体育大会が地域振興、スポーツ発展のきっかけとなっていることはどの都道府県も一緒だと思っております。そのような面からも、開催の意義は大変大きいと感じております。

一方で、スポーツの在り方が大きく変わってきており、スポーツの普及からアスリートの活躍や育成の場へと重点が変化してきております。そのような環境の変化から大会の在り方を見直してはどうかということが今回の全国知事会の要望であったと思いま

す。

その要望の中で規模縮小というような言葉もあったかと思いますが、全ての競技の開催を1つの自治体だけで賄うのは負担が大きく困難であり、特殊な施設が必要な競技については、専用施設を有する都道府県の持ち回りにするというような提案もあり、そのような運営の仕方にも必要になっていくだろうと今感じているところであります。

規模感、参加者、開催期間などの課題については、もう少し柔軟な運営ができるのではないのかと日本スポーツ協会でも議論が行われていると伺っております。

いずれにしても、規模縮小は決定事項ではございませんので、動向を注視してまいりますけれども、国民スポーツ大会が持っている意義をしっかりと受け止めて、富山市から選手を送り出すことで市のスポーツ振興、競技力の底上げができる状況がベストだと思いますし、そうあってほしいと願っております。

久保委員

もし、分散開催されることになれば、メッカと呼ばれる場所には毎年、選手たちが集まってくることも考えられますので、戦略的にどのように進めるのか、今後も注意深く見ながらリードしていただければと思います。

次の質問です。今回の補正予算の中にも旧町村地域の町内会活性化の取組がありますが、町内会の運営は大変厳しい状況です。

各町内会が隣の町内会では何をしているのか分からないということはよくある話でして、例えば、ある町内会の課題をほかの町内会ではうまく乗り越えているというケースがあると思うのですが、それを水平展開でほかの町内会に伝えることはできないのでしょうか。例えば、市がアンケートを取るなど、その町内会独自のよい取組について、水平展開できるように情報の集約、発信を少し検討したらどうかと思います。御所見をお伺いします。

地域コミュニティ  
推進課長代理 町内会の好事例を水平展開することができれば、ほかの町内会にとっても参考になると考えております。現在、地域コミュニティ活性化チャレンジ支援事業の案内チラシの裏面に参考例を掲載しているほか、出前講座等でも取組事例を御紹介させていただいております。電子回覧板導入支援事業についても、説明会で町内会における活用事例を紹介させていただいております。

加えて、今回の補正予算で提案しております地域活性化計画支援事業におきましても、ワークショップや研修などを通じまして好事例を紹介したいと考えております。

各町内会がほかの町内会の好事例を活用されるのかどうかにつきましては、それぞれの地域、地区の事情が違ふと考えられますので、市としましては、取り組まれた事例を地区センターなどにもしっかりと共有させていただき、必要な町内会等にお知らせできるよう取り組んでまいりたいと思います。

久保委員 市のほうが情報を集めやすいので、しっかりと行っていたきたいと思います。各町内会のいい取組事例があれば、地区センターを通じて本庁に情報が入るような仕組みもしっかりとつくっていただければいいのではないかと思いますので、期待しながら今後の動向を注視したいと思います。

次に、午前中にこども家庭部にも質問したことです。一般質問でも触れましたが、認可外保育施設を利用している保護者から地区センターで書類を受付していただけたら大変ありがたいという提案がありました。この申請は郵送でもできるということだったのですが、このような申請書を地区センターで受付できるのか、こども家庭部から相談はありましたか。

地域コミュニティ  
推進課長代理 地区センターでは、各部局の担当課の様々な書類を受け取ることがございます。地区センターの職員が判断できない書類につきましては、本庁舎等の担当課に逡送便等で送る取次ぎを行っております、必要があれば、担当課から申請者に御連絡を差し上げ

ることになります。

久保委員 分かりました。  
もう1回質問しますが、認可外保育施設の利用料金の償還払いの申請書を地区センターで受け取ってもらえないかと、こども家庭部から市民生活部に相談はありましたか。

市民生活部長 具体的な相談はいただいております。

久保委員 こども家庭部は委員会の場で、地区センターで書類を受け取る場合は市の窓口として受理をすることと同義であるため、その書類に漏れがないかまで確認しなければならぬと言っていたのですが、今ほど御説明していただいたように、取次ぎでいいものについては、書類を預かって本庁の担当課に逡送便で送るといった対応をされているということですのでよろしいですか。

地域コミュニティ推進課長代理 はい。今、委員がおっしゃったとおりでございます。

久保委員 こども家庭部の答弁に関しては、調査に基づかない虚偽とも思えるような大變ずさんなものでしたので、委員長からしっかりと注意していただきたいと思います。それでは、この件についてはこれで終わります。  
最後に、地方消費者行政に関すること何点か確認させてください。  
地方消費者行政推進交付金の活用期間が令和7年度末で終わる自治体があるという話は聞いておりますが、現在、本市はこの交付金を受けているのですか。

消費生活センター所長 現在は地方消費者行政強化交付金となっており、推進事業と強化事業に分かれます。  
委員がおっしゃった地方消費者行政推進交付金は、この推進事業に当たり、相談員の人件費にも充てることのできるものですが、本市においては令和3年

度で活用を終了しています。

また、強化事業については、毎年内容を見直しており、今年度は59万3,000円を申請しております。強化事業は引き続き実施しております。

久保委員      もう1つ、地方消費者行政は原則自治事務であって、国からの補助がなければ継続が難しくなるといったことはあってはならないことだと思っておりますが、この認識は間違いないですか。

消費生活センター所長      消費者庁ができたときに、初めは消費生活相談をスムーズにできるように交付金をいただいておりますが、あくまでも自治事務なので、交付金がないとできないものでもなく、最終的には市の自主財源に移行していくものです。さらに充実を図りたいということで強化事業のみを申請しております。

久保委員      国を頼ることは別に駄目なことではありませんので、それについてはいいと思います。  
自治事務である以上、もし富山市の消費者行政のサービスが低下するようなことがあれば、予算を確保した上で、部局を挙げてしっかりと役割を担っていただきたいと思います。  
この点については十分に御理解いただいているものだということが確認できましたので、よかったです。

委員長      ほかにないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、厚生委員会市民生活部所管分を終了いたします。  
市民生活部の皆さんは退室願います。

〔市民生活部退室〕

委員長      これで、6月定例会の当委員会に付託されました全議案の審査は終了いたしました。  
委員各位に御相談申し上げます。  
委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。  
次に、委員会視察についてであります。  
お手元に配付の資料に沿って協議を進めたいと思います。  
まず、（１）視察日程につきましては、皆さんに事前に御都合をお伺いし、お知らせをしておりましたとおり、８月２０日（水曜日）から２２日（金曜日）までの２泊３日の行程で行いたいと思います。  
次に、（２）視察先及び視察目的につきましては、大田区においては学童保育における障害児・医療的ケア児の受入れについて、盛岡市においてはきたぎんボールパーク整備事業について、郡山市においては開成山地区体育施設整備事業についてであります。  
また、視察に当たっては、（３）委員会視察の実施における留意事項を遵守の上、実施したいと考えております。  
なお、⑤に記載のとおり、今年度より執行機関職員を同行させたいと思います。  
これらのことを踏まえ、視察を実施することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。  
この後、議長に対し委員派遣承認要求書を提出し、承認を得ることといたします。  
また、本委員会視察における執行機関職員の同行については、正・副委員長に御一任をいただき、当局と調整の上、進めていきたいと思います。  
ただし、行事・会議等の関係で執行機関職員が同行できない場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。  
なお、３日間の行程の詳細については、正・副委員長に御一任をいただき、詳細な視察行程等が決定いたしましたら、委員各位へ速やかに御案内したいと

思います。

これをもって、令和 7 年 6 月定例会の厚生委員会を  
閉会いたします。

令和 7 年 6 月定例会  
厚生委員会記録署名

委 員 長      松   尾            茂

署名委員      高   道   秋   彦

署名委員      谷   口   寿   一